



○公 告

平成14年度の自衛官（2等陸士、2等海士及び2等空士）の募集期間等は、次のとおりである。

平成14年4月18日

長野県知事 田 中 康 夫

1 募集期間

(1) 男 子

ア 第1次募集 平成14年4月18日から6月30日まで

イ 第2次募集 平成14年7月1日から9月30日まで

ウ 第3次募集 平成14年10月1日から12月31日まで

エ 第4次募集 平成15年1月1日から3月31日まで

(2) 女 子

平成14年8月5日から9月6日まで

2 受付場所

市役所 町村役場

自衛隊長野地方連絡部長野募集事務所

長野市旭町1108（長野第2合同庁舎内）

電話 026（235）6026

自衛隊長野地方連絡部松本募集事務所

松本市中央1丁目3-1（東イゲタビル3階）

電話 0263（36）2787

自衛隊長野地方連絡部上田募集事務所

上田市踏入2丁目1-2

電話 0268（22）5267

自衛隊長野地方連絡部諏訪募集事務所

諏訪市末広5-19

電話 0266（53）6406

自衛隊長野地方連絡部伊那募集事務所

伊那市伊那3446-21（シマダヤバラエティビル2階）

電話 0265（73）4860

自衛隊長野地方連絡部飯田出張所

飯田市大久保町2637-3 (飯田地方合同庁舎内)

電話 0265 (22) 2613

3 試験期日及び試験場

応募者に、自衛隊長野地方連絡部から別途通知する。

市 町 村 課

○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年4月18日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
臼田ファッションモールA
南佐久郡臼田町大字臼田2427ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社しまむら
埼玉県さいたま市宮原町2-19-4
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
株式会社しまむら
埼玉県さいたま市宮原町2-19-4
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成14年11月30日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,532平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 172台

- (2) 駐輪場の収容台数 40台
- (3) 荷さばき施設の面積 54平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 37立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後8時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 8か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前10時から午後9時まで

8 届出年月日

平成14年3月29日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

10 縦覧の期間

平成14年4月18日から平成14年8月19日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)
様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年4月18日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
臼田ファッションモールB
南佐久郡臼田町大字臼田2410ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
ホリー(有)
南佐久郡臼田町大字臼田80
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
(株)しまむら
埼玉県さいたま市宮原町2-19-4
(株)アベイル
埼玉県さいたま市宮原町2-19-4
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成14年11月30日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,955平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 172台
 - (2) 駐輪場の収容台数 55台
 - (3) 荷さばき施設の面積 86平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 70立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 8か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前10時から午後9時まで
- 8 届出年月日
平成14年3月29日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課
- 10 縦覧の期間
平成14年4月18日から平成14年8月19日まで
- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)
様式第8号による。
- 12 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年4月18日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アピタ飯田店
飯田市鼎名古熊2469ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
ユニー(株)
愛知県稲沢市天池五反田町1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
ユニー(株) (株)タカラブネ (株)プラザ・クリエイト (株)モンタボー (株)三城 (有)山岸屋洋品店 (有)吉川 (株)三貴 (有)一真堂	開店時刻 午前10時 (年間26日 午前9時) 閉店時刻 午後8時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前9時45分から午後10時15分まで 〔年間26日 午前8時30分から 午後10時15分まで〕	午前8時30分から午後10時15分まで

4 変更する年月日

平成14年7月1日

5 届出年月日

平成14年3月29日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成14年4月18日から平成14年8月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)
様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年4月18日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ伊那店

伊那市大字伊那字下川原5182

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ユニー(株)

愛知県稲沢市天池五反田町1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
ユニー(株) (株)モンタポー (株)三貴 (株)榮進堂 (株)上山製果舗 関圓月堂 (株)サンカラー現像所 丸正(株) (株)モリエ (株)キング (株)さが美 (有)丸十牧田染織店 (有)山岸屋洋品店 伊藤禎子 (株)パレモ 原千景 (株)マルタ 伊那宝石(株) (株)ナガタ (有)三幸ボタン (株)神奈川いけだ書店	開店時刻 午前10時 (年間20日 午前9時) 閉店時刻 午後8時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前9時45分から午後10時15分まで 〔年間20日 午前8時45分から〕 午後10時15分まで	午前8時45分から午後10時15分まで

4 変更する年月日

平成14年7月1日

5 届出年月日

平成14年3月29日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成14年4月18日から平成14年8月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）
様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

平成14年4月12日、木島平村大塚沖土地改良区の定款変更を認可した。

平成14年4月18日

長野県知事 田 中 康 夫

土地改良課

○公 告

上伊那郡中川村における県営田島地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成14年3月28日行った。

平成14年4月18日

長野県知事 田 中 康 夫

農 村 整 備 課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年4月18日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成14年4月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 上田広域市民事業ネットワーク

3 代表者の氏名

一之瀬 祥一

4 主たる事務所の所在地

上田市大字古里820番地

5 定款に記載された目的

この法人は、産、官、学、民、各々が関わって行う多種多様な民間非営利活動の実状に関して、情報収集、調査分析をし、より多くの市民により多くの恩恵を与える民間非営利活動の促進を図る政策提言、啓蒙活動その他の支援事業を行い、真の民主主義の実現に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

伍和丸山土地改良区の清算人について、次のように就任の届出があった。

平成14年4月18日

長野県下伊那地方事務所長 村 山 武 夫

清算人

就 任

氏 名	住 所
橋 本 藤 一	下伊那郡阿智村伍和4004番地
川 上 清 美	下伊那郡阿智村伍和3795番地 1
高 坂 和 男	下伊那郡阿智村伍和3766番地 3
高 坂 博 隆	下伊那郡阿智村伍和3777番地 3
高 坂 富 美 人	下伊那郡阿智村伍和4025番地
熊 谷 輝	下伊那郡阿智村伍和3883番地 1
高 坂 宏 明	下伊那郡阿智村伍和3904番地

土地改良課

○公 告

長野市安茂里犀裾土地改良区の役員について、次のように就退任の届出があった。

平成14年4月18日

長野県長野地方事務所長 会 津 佳 伸

理事

新任

氏名	住所
藤原 栄治	長野市大字平柴1349番地
塚田 佳道	長野市大字安茂里1418番地

重任

氏名	住所
西澤 清夫	長野市伊勢宮1丁目40番7号
美谷島 武次	長野市大字安茂里3815番地2
青木 茂	長野市大字安茂里986番地1
早川 清雄	長野市大字安茂里1297番地

退任

氏名	住所
藤原 基晴	長野市大字平柴1216番地

監事

新任

氏名	住所
青沼 美和	長野市大字安茂里1390番地
松本 盛雄	長野市大字安茂里952番地2

重任

氏名	住所
北島 勤治郎	長野市大字安茂里1281番地
小林 栄	長野市大字安茂里3660番地

退任

氏名	住所
鈴木 政衛	長野市大字平柴1546番地

土地改良課

○公 告

木島平村大塚沖土地改良区の役員について、次のように就退任の届出があった。

平成14年4月18日

長野県北信地方事務所長 小 林 一 美

監 事

新 任

氏 名 住 所

渡 邊 忠 義 下高井郡木島平村大字穂高2889番地9

退 任

氏 名 住 所

吉 川 照 邦 下高井郡木島平村大字穂高2796番地

土 地 改 良 課

○公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、長野県知事、長野県教育委員会委員長及び長野県公安委員会委員長から、平成13年度の監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成14年4月18日

長野県監査委員

島 田 基 正
柳 沢 政 安
内 田 雄 治
柳 澤 賢 二

監査の結果に基づく措置

監査対象機関	監査の結果	措置の内容
管財課	扶養手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 42,000円)	扶養手当の過支給額42,000円については、平成13年10月25日に返納させた。
木曾地方事務所	扶養手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 39,000円)	扶養手当の過支給額39,000円については、平成13年7月16日までに返納させた。
	通勤手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 62,100円)	通勤手当の過支給額62,100円については、平成13年8月1日までに返納させた。
	超過勤務手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 6,255円 未支給額 6,577円)	超過勤務手当の過支給額6,255円については、平成13年8月1日までに返納させた。 未支給額6,577円については、平成13年7月16日に追給した。
西駒郷	扶養手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 384,000円)	扶養手当の過支給額384,000円については、平成13年8月1日までに返納させた。
廃棄物対策課	旅費支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 22,280円)	旅費の過支給額22,280円については、平成13年9月19日までに返納させた。
畜産課	通勤手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 27,600円)	通勤手当の過支給額27,600円については、平成13年11月16日に返納させた。
諏訪農業改良普及センター	通勤手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 44,000円)	通勤手当の過支給額44,000円については、平成13年8月27日に返納させた。
畜産試験場	職員宿舍貸付料の算定に誤りのあるものがあった。 (徴収不足額 112,000円)	職員宿舍貸付料の未徴収額112,000円については、平成14年2月5日までに納入させた。
	扶養手当支給に誤りのあるものがあった。 (未支給額 124,000円)	扶養手当の未支給額124,000円については、平成13年6月15日までに追給した。
臼田建設事務所	扶養手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 39,000円)	扶養手当の過支給額39,000円については、平成13年8月6日までに返納させた。

伊那建設事務所	扶養手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 330,000円)	扶養手当の過支給額330,000円については、平成13年9月28日までに返納させた。
松本建設事務所	扶養手当支給に誤りのあるものがあった。 (未支給額 42,000円)	扶養手当の未支給額42,000円については、平成13年10月16日に追給した。
	通勤手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 51,000円)	通勤手当の過支給額51,000円については、平成13年10月25日までに返納させた。
須坂東高等学校	旅費支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 12,280円)	旅費の過支給額12,280円については、平成13年5月1日までに返納させた。
中野実業高等学校	通勤手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 55,100円 未支給額 11,500円)	通勤手当の過支給額55,100円については、平成13年9月28日までに返納させた。 未支給額11,500円については、平成13年9月14日に追給した。
上田東高等学校	単身赴任手当支給に誤りのあるものがあった。 (未支給額 18,000円)	単身赴任手当の未支給額18,000円については、平成13年7月16日に追給した。
茅野高等学校	住居手当支給に誤りのあるものがあった。 (未支給額 66,500円)	住居手当の未支給額66,500円については、平成13年11月16日に追給した。
松本養護学校	扶養手当支給に誤りのあるものがあった。 (未支給額 108,000円)	扶養手当の未支給額108,000円については、平成14年1月16日に追給した。
	住居手当支給に誤りのあるものがあった。 (未支給額 73,500円)	住居手当の未支給額73,500円については、平成14年1月16日に追給した。
更埴警察署	通勤手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 16,200円 未支給額 6,900円)	通勤手当の過支給額16,200円については、平成14年2月19日までに返納させた。 また、未支給額6,900円については、平成14年1月15日に追給した。

監査委員事務局